

情報通信審議会 情報通信技術分科会（第181回）議事概要

1 日時 令和6年7月2日（火）14：00～14：44

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

尾家 祐二（分科会長）、森川 博之（分科会長代理）、石井 夏生利、
伊丹 誠、井上 由里子、江崎 浩、上條 由紀子、三瓶 政一、
高田 潤一、長谷山 美紀、増田 悦子（以上11名）

（2）総務省

＜国際戦略局＞

田原 康生（国際戦略局長）、豊嶋 基暢（官房審議官）、

＜情報流通行政局＞

山崎 良志（官房審議官）、金澤 直樹（総務課長）、
岸 洋佑（放送政策課室長）

＜総合通信基盤局＞

今川 拓郎（総合通信基盤局長）

・電波部

荻原 直彦（電波部長）、
中村 裕治（電波政策課長）、小川 裕之（移動通信課長）

（3）事務局

片山 寅真（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

(1) 答申案件

「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「ローカル 5 Gの海上利用に係る技術的条件等」について

【平成 28 年 10 月 12 日付け諮問第 2038 号】

【内容】

本件は、「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「ローカル 5 Gの海上利用に係る技術的条件等」について審議を行ったもの。

審議の結果、新世代モバイル通信システム委員会から報告があったとおり、一部答申（案）を了承し、一部答申とすることとした。

(2) 諮問案件

「放送法第 20 条の 3 第 1 項に規定する配信用設備に係る技術的条件」について

【令和 6 年 7 月 2 日付け諮問第 2047 号】

【内容】

本件は、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）の改正（放送法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 36 号））に伴い、同法第 20 条の 3 第 1 項に規定する配信用設備に係る技術的条件について検討を実施するに当たり、諮問があったもの。

審議の結果、当該諮問の内容を了承し、審議を進めることとした。

(3) 議決案件

「情報通信技術分科会における委員会の設置（平成 13 年 1 月 17 日情報通信審議会情報通信技術分科会決定 第 3 号）」の一部改正について

【内容】

本件は、上記（2）について放送システム委員会で調査・検討をするため、情報通信技術分科会における委員会の設置の一部改正が提案されたもの。

審議の結果、提案のとおり、委員会の設置の一部改正を了承した。

本会議にて配付された資料を御覧になりたい方は、総務省ＨＰにおいて公開しておりますので御覧下さい。

また、総務省において、閲覧に供し及び貸し出しておりますので、以下まで御連絡をお願いいたします。

担 当：総務省 情報通信審議会事務局 山下補佐、岡本補佐
一田係長、益田官

電 話：０３－５２５３－５４３２

メール johotsushin-shingikai/●/soumu.go.jp

迷惑メール防止対策のため、送信時は/●/を@に置き換えてください。